

被扶養者認定取扱要領

(令和6年12月)

福岡市職員共済組合

はじめに

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。

組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計を維持している者は、被扶養者として届け出ることで、組合員と同様に短期給付等を受けることができますが、組合員の掛金や所属所の負担金で賄われているため、短期給付財政の運営面からも被扶養者の認定は慎重に行う必要があります。

組合員は被扶養者の収入状況等をしっかり把握した上で申請いただくよう、ご協力の程よろしくお願いします。

目 次	頁
1 目的	1
2 被扶養者の範囲と認定要件	
(1) 被扶養者の範囲	1
(2) 定義	1
(3) 被扶養者として認定できない者	1
3 収入基準	
(1) 被扶養者の認定における収入	2
(2) 収入の範囲	2
(3) 収入基準額	2
(4) 収入の算定方法	3
4 被扶養者の生計維持	
(1) 認定対象者に係る具体的な取扱い	3
(2) 別居している者の取扱い	4
5 被扶養者の申告	
(1) 扶養認定申請	5
(2) 扶養取消申請	6
(3) 同居者の変更申告	6
6 被扶養者資格確認調査	7
7 配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い	7
8 その他	7
附 則	
別表第1 三親等内親族図	8
別表第2 国内居住要件の例外措置	9
別表第3 事業収入等の必要経費	10
別表第4 被扶養者認定に係る提出書類一覧	11~12
別表第5 被扶養者取消に係る提出書類一覧	13
参考 被扶養者認定関連法令抜粋	14~16

1 目的

この基準は、福岡市職員共済組合（以下「組合」という。）が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年10月3日自治甲公10）その他法令で定めるところに従い、法第2条第1項第2号に規定する被扶養者の認定等を公正かつ適正に行うこととする。

2 被扶養者の範囲と認定要件

（1）被扶養者の範囲

被扶養者とは、次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者であって、日本国内に住所を有する者又は外国において留学する学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者をいう。

- ① 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ② 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- ③ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者

（2）定義

- ① この基準において「主として組合員の収入により生計を維持する」とは、組合員の収入が世帯の生計費の中心を担っている状況であり、恒常的に、組合員により経済的に扶養されている実態があることをいう。
- ② この基準において「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。

（3）被扶養者として認定できない者

次に掲げる者は、被扶養者として認定できない者として取り扱う。

- ① 日本国内に住所を有しない者
国内居住要件の例外は、別表第2のとおりとする。
- ② 共済組合の組合員、健康保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者である者又はその被扶養者に認定されている者
- ③ その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他の団体から受けている者
- ④ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- ⑤ 年額130万円以上の収入がある者。ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付（以下「障害年金等」という。）の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあっては、年額180万円以上の収入がある者
- ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者

3 収入基準

扶養認定に当たっては、認定対象者の収入に基づき判定を行う。

(1) 被扶養者の認定における収入

被扶養者の認定における収入は、認定を受けようとするときから将来に向けた恒常的な収入の現況により算定する。

したがって、年間収入は、暦年又は年度によって期間を限定して捉えるのではなく、認定を受けようとするとき以降1年間に見込まれる収入をいう。

また、過去において認定基準以上の収入があっても、認定を受けようとするときに収入がない場合は、収入がないものとして取り扱う。

(2) 収入の範囲

被扶養者認定における収入（認定対象者のほか、組合が収入確認を必要とする全ての者の収入をいう。）は、所得税法上の所得を指すものではなく、給与、年金を始め、事業収入、不動産収入、利子収入等次に掲げる全ての収入を基に算定する。

① 紙与収入等

給料、賞与、手当、賃金、報酬等及び諸手当（通勤手当等を含む。）を含み、税や雇用保険料等が控除される前の総収入額をいう。

② 年金収入等

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、恩給等、非課税の遺族年金及び障害年金を含み、税や社会保険料が控除される前の総支給額をいう。

③ 個人年金収入

受給額をもって収入額とし、事前に納付している掛金等（所得税法上の必要経費）は、被扶養者認定においては必要経費とは認めない。

④ 事業収入及び不動産収入

商工業、農漁業その他の事業から生ずる収入及び土地、家屋、駐車場、倉庫等の賃貸等による収入から、その事業を行うに当たって必要不可欠な直接的経費であると組合が認めた費用（別表第3）のみを控除した額をいう。

⑤ 利子収入及び配当収入

預貯金利子、株式配当金、有価証券利息等をいう。

⑥ 株式等取引による譲渡収入

株、投資信託、外国為替証拠金取引(FX)、先物取引等のいわゆる資産運用に係る収入をいう。

なお、株式等の譲渡収入については、一度に全て売却した時のみ一時的な収入として被扶養者認定における収入には含まないこととするが、それらの資産を保有し続け、運用取引をすることにより生ずる収入は、恒常的収入として収入に含む。また、繰越損失金は、考慮しない。

⑦ 社会保険各法に基づく給付金

失業給付（基本手当等）、傷病手当金、出産手当金等をいう。

⑧ その他の収入

(3) 収入基準額

下記基準額以上の収入がある場合は認定できない。

区分	60歳未満の者	60歳以上の者又は障害年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者
年額	130万円	180万円
月額	108,334円	150,000円
日額	3,612円	5,000円

(4) 収入の算定方法

各収入の算定方法は、次のとおりとする。

なお、次に定める収入が複数ある場合は、全ての収入を合算する。

① 紹与収入等

原則として紹与月額により判断するが、賞与等がある場合は、紹与月額を年額に換算した額に賞与等を加算した年額により判断する。

ア 雇用契約書等により紹与月額が月額基準額以上となることが明らかである場合は、恒常に基準額を超える収入があるものとみなす。

イ パート、アルバイト等月々の紹与収入が変動する場合は、連続する3か月の平均紹与月額が月額基準額以上となったときは、恒常に基準額を超える収入があるものとみなす。

なお、連続する3か月の平均紹与月額が月額基準額以上となった場合でも、過去の勤務実績等により、当該3か月を含む今後1年間の収入が収入基準額以上とならないことが明らかである場合は、この限りでない。

② 年金収入

年金決定通知書又は年金額改定通知書に記載された支給年金額とする。

なお、当該年金額が収入基準額以上となったときは、その年金額を知り得た日（年金決定通知書や年金額改定通知書等の通知日）をもって恒常に基準額を超える収入があるものとみなす。

③ 事業収入等

事業収入から、その収入を得るために必要不可欠であると組合が認める経費（別表第3）を控除した額を、今後1年間に見込まれる事業収入とする。

事業開始時点や事業の拡大等、明らかに収入基準額以上となることが予測できた場合は、その時点をもって被扶養者の資格を取り消す。

なお、確定申告を行うことにより確定した事業の総収入から、その収入を得るために必要不可欠であると組合が認める経費（別表第3）を控除した額が基準額以上であり、今後も同程度の収入が見込まれる場合は、恒常に基準額を超える収入があるものとみなし、原則として、基準額を超えた確定申告の事業年度の始期（1月1日）又は客観的な資料で時期を詳細に特定できれば、その日をもって被扶養者の資格を取り消す。

④ 失業給付等

雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく失業給付等の受給については、支給日額が日額基準額以上となる場合は、その受給期間中は恒常に基準額を超える収入があるものとみなす。

4 被扶養者の生計維持関係

(1) 認定対象者に係る具体的な取扱い

① 子に係る共同扶養

組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合は、その家計の実態や社会通念等を総合的に勘案して判断する。ただし、夫婦が子を共同して扶養する場合は、次のとおり取り扱う。

ア 一般職給与法（昭和25年法律第95号）に規定する扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とする。

イ 夫婦双方の年間収入が同程度（年間収入額の高い者を基準に1割以内の差）である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。

ウ 夫婦が複数の子を扶養する場合、原則としてそれぞれが子を別々に扶養するのではなく、年間収入が多いどちらか一方の被扶養者とする。

② 父母

ア 認定対象者に配偶者がいる場合の認定に当たっては、夫婦の扶助義務の観点から、その夫婦の年間収入の合算額を基準として判断する。

一方の収入が収入基準額未満であっても、双方の収入を合算したときに、社会通念上十分に生活保持できると考えられる場合（夫婦の合算収入が合算収入基準額以上となる場合）は、認定できない。

《合算収入基準額》

夫婦が共に60歳未満	年額260万円	【注意事項】 障害年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、60歳以上の者と同様に取り扱う。
夫婦の一方が60歳以上	年額310万円	
夫婦が共に60歳以上	年額360万円	

イ 父母を認定する際、組合員以外にも親と同居している兄弟姉妹がいる場合は、原則として収入が一番多い者を第一扶養義務者とする。

③ 兄弟姉妹

認定対象者に配偶者、父母等組合員と同順位以上の扶養義務者がいる場合は、生活保持義務及び生活扶助義務の観点から、組合員以外の扶養義務者の扶養能力等を勘案して判断する。

④ 祖父母

祖父母については、②の父母の取扱いに準ずるが、祖父母の扶養義務は、父母が優先するため原則として認定できない。

ただし、父母に扶養能力がない場合は、扶養の実態を具体的に調査確認し、判断する。

⑤ 孫

孫の扶養義務は、子が負っているため原則として認定できない。

ただし、子に扶養能力がない場合は、扶養の実態を具体的に調査確認し、判断する。

⑥ 義父母

義父母については同居要件があり、また実子を第一扶養義務者と考えるため、その者に収入があり健康保険等に加入している場合は、原則として認定できない。

ただし、その者に扶養能力がない場合は、扶養の実態を具体的に調査確認し、判断する。

（2）別居している者の取扱い

組合員と別居している者の認定については、その収入が認定基準額未満であることに加え、組合員からの仕送り状況、同居者の有無等扶養の実態を調査し、組合員が主たる生計維持者であることを確認し判断する。

既に被扶養者として認定されている者と別居した場合についても、次に掲げる要件を満たす必要がある。

① 仕送り額

別居している者については、組合員からの継続的な仕送りによる生活費の援助が必要となる。また、被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、毎月一定額を送金することを原則とする。

② 別居の認定対象者に同居者がいる場合

別居の認定対象者が組合員以外の者と同居している場合（父母を認定対象者とする場合の兄弟姉妹や、兄弟姉妹を認定対象者とする場合の父母等）は、認定対象者と同居の扶養義務者の収入を合算し、2人の基準合計額よりも同居の扶養義務者の収入が多ければ、被扶養者としては認めない。

③ 日本国内に住所がない場合

被扶養者は、日本国内に住所を有する者であることが必要であるが、国内居住要件の例外（別表第2）に該当する場合は、日本国内に住所がなくても日本国内に生活の基礎があると認められる者として取り扱う。

5 被扶養者の申告

次に掲げる要件が生じた組合員は、遅滞なく共済組合被扶養者申告書に各種書類を添え、組合に届け出なければならない。

- ・新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき。
- ・新たに被扶養者となる要件を備える者が生じたとき。
- ・被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。
- ・被扶養者との同別居に変更があったとき。

**提出・問い合わせ先：総務事務センター(本庁舎3階)
TEL:711-4924**

※扶養手当の受給要件に該当する被扶養者については、「扶養親族届」を人事課等へ提出し、扶養手当の受給が認められたときは、共済組合の扶養も同時に認められることになるので、共済組合への別途手続きは不要です。

(1) 扶養認定申請

① 扶養認定日

扶養認定日は、新たに組合員となった日又は新たに被扶養者となる要件を備える者が生じたときは、その事実が生じた日とする。

ただし、組合員となった日又は事実が生じた日から30日以内に届出がされなかった場合は、届出日が扶養認定日となる。

《扶養認定事由と認定日》

認定事由	認定日
新たに組合員となったとき	新たに組合員となった日
出生	出生の日
婚姻	婚姻日
養子縁組	養子縁組日
退職（離職）	退職（離職）日の翌日
年金収入が収入基準額未満となったとき	年金決定通知書又は年金額改定通知書等の通知日
廃業したとき	廃業日の翌日
雇用条件の変更により給与収入が減少し基準額未満となったとき	雇用条件が変更となった日
雇用保険受給終了	支給対象期間の末日の翌日
同居開始	住民票記載の転入日
扶養者の変更	ケースによって異なる

② 提出書類

- ・共済組合被扶養者申告書
- ・被扶養者個人番号申告票
- ・各種書類（別表第4の通り）

※日本国内に住所を有しない者を被扶養者として認定する場合は、別表第2の書類もあわせて提出すること。

(2) 扶養取消申請

① 扶養取消日

扶養取消日は、被扶養者の要件を欠くに至った日を原則とする。

したがって、申告が遅れると過去に遡って取り消すこととなるので、法の規定により届出の責務を負う組合員は、その間にかかった医療費等を返還する義務が生ずる。

《扶養取消事由と取消日》

取消事由	取消日
死亡	死亡した日の翌日
離婚又は離縁	離婚又は離縁の成立日
就職 ① 健康保険等に加入した場合 ② 健康保険等は未加入だが、雇用契約等により収入基準額以上の収入が見込まれるとき	① 健康保険等資格取得日 ② 就職日
年金収入が収入基準額以上となったとき	年金決定通知書又は年金額改定通知書等の通知日
事業収入が収入基準額以上となったとき ① 確定申告により収入基準額以上となったとき ② 事業を開始し、収入基準額以上となることが明らかになったとき	① 事業年度の始期（1月1日） 又は客観的な資料で時期を詳細に特定できれば、その日 ② 事業開始日
給与収入が収入基準額以上となったとき ① 雇用契約の給与月額又は給与月額を年額に換算し、賞与等を加えた年額が月額基準額又は収入基準額以上となったとき ② 雇用条件の変更により収入基準額以上となったとき ③ 連続する3か月の平均給与月額が月額基準額以上となり、今後も同様の収入が見込まれるとき	① 雇用契約の初日 ② 雇用条件が変更となった日 ③ 月額基準額以上となった月の初日
雇用保険等（失業給付の基本手当・傷病手当金等）の受給日額が日額基準額以上となったとき	支給対象期間の初日
別居	住民票記載の転出日
後期高齢者医療制度に加入したとき ① 75歳到達 ② 65歳以上75歳未満で一定の障害がある場合	① 75歳の誕生日 ② 後期高齢者医療制度の認定日

② 提出書類

- ・共済組合被扶養者申告書
- ・各種書類（別表第5のとおり）
- ・被扶養者証又は資格確認書（交付されている方のみ）

(3) 同別居の変更申請

① 変更日

その事実が生じた日

② 提出書類

別居から同居のとき	同居から別居のとき
共済組合被扶養者申告書 (添付書類は不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合被扶養者申告書 ・申立書 ・仕送り状況申立書 <p>※日本国内に住所を有しない者を引き続き被扶養者とする場合は、別表第2の書類もあわせて提出すること。</p>

6 被扶養者資格要件調査

組合は、既に被扶養者として認定されている者について、施行規程第100条第3項の規定により準用する施行規程第97条第1項の規定に基づきその要件を継続して備えていることの確認調査を実施する。

調査により、被扶養者としての要件を備えていないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡り認定を取り消す。

また、正当な理由なく調査に応じない場合又は必要書類の提出がない場合は、被扶養者の要件を継続して備えていることの確認ができないので、施行規程第100条第3項の規定により準用する施行規程第97条第4項の規定により、組合員被扶養者証は無効とする。

これにより、医療費等の返還が生じたときは、組合員に請求を行い、組合員は、支払の義務を負う。

7 組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い

被扶養者の認定取消しは、原則組合員からの申告に基づき行われるが、組合員等からの暴力等を受けた被扶養者（以下「被害者」という。）が被扶養者から外れることについては、当該組合員から届出がなされなくとも、当該被害者から、組合員と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された組合員等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。）した旨の証明書又は地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）から発行された確認書（以下「証明書等」という。）を添付して、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合に、組合は認定を取り消すことができる。また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明書又は確認がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることが可能である。

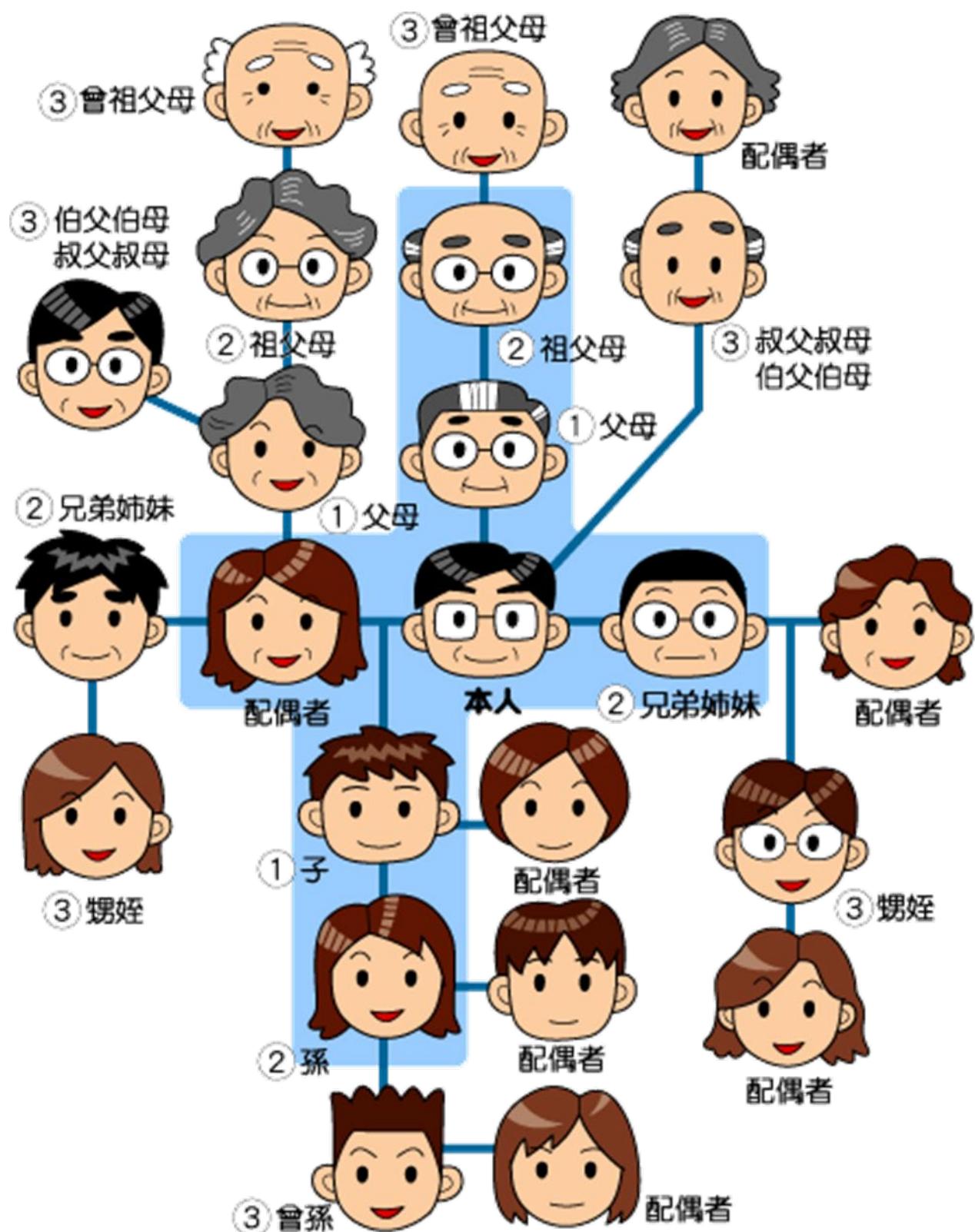
8 その他

被扶養者の認定基準に関しては、各保険者の裁量に委ねられており、本基準は、その他の組合の取扱いとは異なる場合がある。

この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定等に関し必要な事項が生じたときは組合の判断による。

別表第1 三親等内親族図

薄い色で囲まれている方は、扶養の要件を満たしていれば、同居・別居に関係なく被扶養者になることができる。それ以外の方で被扶養者になれるのは、扶養の要件を満たし、かつ組合員と現に同居している場合。



別表第2 国内居住要件の例外

例外として認められる事例	確認書類
① 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

別表第3 事業収入等の必要経費

必要経費の取扱いは、業種や経費の内容等によって異なるが、確定申告用の収支内訳書に記載されている経費の取扱いは次のとおりとする。

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目	認否	科目	認否	科目	認否
売上原価	○	雇人費	○	給料賃金	○
給料賃金	△	小作料・賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	△	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	△	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険料	×
その他の経費	租税公課	畜産費	○	修繕費	○
	荷造運賃	肥料費	○	雜費	×
	水道光熱費	飼料費	○		
	旅費交通費	農具費	○		
	通信費	農業衛生費	○		
	広告宣伝費	諸材料費	○		
	接待交際費	修繕費	○		
	損害保険料	動力光熱費	○		
	修繕費	作業用衣料費	×		
	消耗品費	農業共済掛金	×		
	福利厚生費	荷造運賃手数料	×		
	雜費	土地改良費	○		
		雜費	×		

※認否が△となっているものについては、事業内容等から詳細にて判断する。

別表第4 被扶養者認定に係る提出書類一覧

■認定対象者ごとに必要な書類

	認定対象者が組合員と同一の世帯に属している場合								同一の世帯に属していない場合				
	父母 祖父母	配偶者	子	孫	兄弟 姉妹	その他	未届け 配偶者 の父母	未届け 配偶者 の子	父母 祖父母	配偶者	子	孫	兄弟 姉妹
申立書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養協議書	○			○	○	○	○		○			○	○
他の扶養義務者の 非扶養証明書 ※他の扶養義務者が いない場合は戸籍謄本 ※他の扶養義務者を組合員が 扶養している場合は不要	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○
戸籍謄本	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
続柄が記載された 世帯全員の住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得証明書(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕送り状況申立書等 (仕送り状況のわかるもの)									○	○	○	○	○

【注意事項】

- 1 書類はすべて原本を提出(写しの表示のあるものを除く)。
- 2 上記の添付書類のほか、必要に応じて関連資料の提出を求めることがある。
- 3 組合員以外にも扶養義務者のいる者について認定の届け出をする場合、他の扶養義務者の所得証明書が必要(他の扶養義務者が組合員や被扶養者の場合は不要)。

(※)所得証明書の注意点

- 直近のものを提出すること。
- 18歳の年度末(18歳に達する日以後の最初の3月31日)の場合で、収入がない場合は不要。収入がある場合は要提出。
- 申請時に無職の場合で、所得証明書に給与収入がある場合は、下記のいずれかが必要。
 - ・離職票1・2(雇用保険を受給しない場合又は雇用保険の手続が済んでいない場合)
 - ・退職証明書(雇用保険の適用が無い場合)
 - ・雇用保険受給資格者証(雇用保険の手続きを行った場合)

- 申請時に収入がある場合は、以下の確認書類が必要。

収入の種類	収入の内容	確認書類
給与収入	給料、賃金、賞与など(交通費含む)	勤務条件等に関する証明願、給与証明願
事業収入	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生じる収入	最新の確定申告書の写し、収支内訳書の写し
利子収入	公債、社債、預貯金の利子など	
配当収入	株式や出資の配当など	
不動産収入	地代、家賃など	
雑収入 公的年金	国民年金、厚生年金、共済年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、恩給など(遺族年金や障害年金など非課税年金を含む)	年金決定通知書または年金額改定通知書の写し(最新の額がわかるもの)
個人年金	公的年金ではない年金	支払年金額のお知らせなど
その他	原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミー、食料品の配達などの副収入など、他の収入にあてはまらないもの	収入状況のわかる書類
その他の収入	上記のどれにも属さない収入(雇用保険など非課税の手当なども含む)	収入状況のわかる書類

○他の扶養義務者と収入比較を行う場合で、他の扶養義務者が転職・退職等で所得証明書のみでは組合員との収入の比較が難しい場合は、現在の収入を確認できる資料(「勤務条件に関する証明願」や「退職に関する書類」等)の添付が必要。

■認定事由ごとに必要な書類

認定事由	提出書類
出生	出生が分かる書類（住民票等）
婚姻・養子縁組	戸籍謄本
退職（離職）	退職に関する書類
年金収入が収入基準額未満となったとき	年金額改定通知書の写し
収入減（廃業）	廃業したことがわかる書類（廃業届等）
収入減（営業収入が減少）	・最新の確定申告書の控え（写）、収支内訳書（必要経費の内容がわかるもの） ・申請時までの自営業の状況がわかる書類
収入減（雇用形態の変更）	勤務条件変更に関する証明願
雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証
同居開始	住民票
上記以外	認定の事由がわかる書類

【注意事項】

- 1 上記の添付書類のほか、必要に応じて関連資料の提出を求めることがある。
- 2 認定の際に扶養協議が必要な場合は、扶養協議日を認定日（事実発生日）とする。
- 3 事実発生日から30日以上経過しての申請の場合は、届出日が認定日となる。
- 4 退職に関する書類は以下のいずれかを提出すること。
 - ・勤務先で雇用保険の適用を受けていなかった場合。
「退職証明書」（雇用保険の適用がない旨が記載されたもの）
 - ・雇用保険を受給しない場合又は離職後すぐで雇用保険受給の手続きが済んでいない場合。
「離職票1及び2」の原本※原本は返却可。
 - ・雇用保険を受給する場合（ハローワークで受給手続き後、認定申請する場合）
「雇用保険受給資格者証」

別表第5 被扶養者取消に係る提出書類一覧

取 消 事 由	提 出 書 類	備 考
就 職	資格情報通知書・資格確認書等の写し 又は採用証明書	
失業給付(基本手当等)を受給	雇用保険受給資格者証	日額 3,612 円以上の場合
給与収入の増額	採用証明書又は勤務条件に関する証明願	パート・アルバイト含む
年金の決定又は増額	年金決定通知書又は年金額改定通知書の写し	年金の受給開始又は支給額の改定の場合
事業収入の増額	事業開始・相続日が確認できる書類(開業届・被相続人の死亡が確認できる書類等) 確定申告書及び収支内訳書の写し	
死 亡	埋火葬許可証の写し又は死亡診断書の写し	
離 婚	戸籍謄本又は離婚の事実が確認できる書類	
別 居	住民票	
婚 姻	戸籍謄本又は婚姻の事実が確認できる書類	
他の者の被扶養者となつた場合	資格情報通知書・資格確認書等の写し	
<p>【注意事項】</p> <p>1 「組合員被扶養者証」(高齢受給者証等を含む。)又は「資格確認書」(交付されている方のみ)を、必ず返納すること。</p> <p>2 上記の添付書類のほか、必要に応じて関連資料の提出を求めことがある。</p>		

参考

被扶養者認定関連法令抜粋

○地方公務員等共済組合法

(昭和三十七年九月八日)

(法律第百五十二号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいづれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)その他健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者を除く。)で主として組合員(短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。)の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものをいう。

イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三～六 (略)

2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によって生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 (略)

4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(被扶養者に係る届出及び短期給付)

第五十五条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号のいづれかに該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項(第二号を除く。)の規定

による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

○地方公務員等共済組合法施行令

(昭和三十七年九月八日)
(政令第三百五十二号)

(被扶養者)

第三条 法第二条第一項第二号に規定する主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一第二項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)における被扶養者の認定の取扱いを参照して、総務大臣の定めるところによる。

○地方公務員等共済組合法施行規程

(昭和三十七年九月八日)
(／総理府／文部省／自治省／令第一号)

(被扶養者の申告)

第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。)を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りでない。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
 - 二 被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額、住所及び個人番号並びにその者と組合員との身分関係
 - 三 被扶養者の要件を備えるに至つた年月日又は被扶養者の要件を欠くに至つた年月日及びその理由
 - 四 被扶養者の要件を備える者が第二条の三第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨
 - 五 その他必要な事項
- 2 前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。

(組合員証の検認等)

第九十七条 組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

- 2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。
- 4 第一項の規定により検認又は更新を行なつた場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。

(組合員被扶養者証等)

第百条 組合は、第九十四条の申告書(組合員について被扶養者がその要件を欠くに至つた場合を除く。)を受理したときは、遅滞なく、別紙様式第十九号による組合員被扶養者証を作成し、組合員に交付しなければならない。

2 組合員は、被扶養者の氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を組合に提出しなければならない。

○地方公務員等共済組合法運用方針

第1章地方公務員等共済組合法関係

第2条関係

施行令第2条

第1項第2号

一 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者は、これを被扶養者として取り扱わない。

二 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。

(一)その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第11条第1項の規定に相当する給与条例の

規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(二)組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者

(三)年額130万円以上の所得がある者(国民年金法(昭和34年法律第141号)22及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあつては、年額180万円以上の所得がある者)

三 二の(三)の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従つて、過去において二の(三)に定める金額以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。

四 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、18歳未満の者、60歳以上の者、一般職給与法第11条に相当する給与条例の規定により扶養親族(給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの)とされている者、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の学生(同法第44条、第45条、第54条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。)、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。なお、これらの者あつても二の(一)から(三)までに該当することが明らかなものは、被扶養者には該当しない。

五 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる

場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。